

2021年8月23日

未来応援ネットワーク事業（子供の未来応援基金）
よくある御質問

<全般>

- Q. 交付金額の規模はどのくらいですか。
- A. 今回の募集による支援金の総額については、申請の状況を踏まえ、基金事業審査委員会の審議を経て決定されます。
- Q. 第1～5回未来応援ネットワーク事業及び新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業の採択状況を教えてください。
- A. 下記になります。
- 第1回：応募535件、支援決定86団体 約3億1,500万円
第2回：応募352件、支援決定79団体 約2億6,600万円
第3回：応募358件、支援決定71団体 約2億800万円
第4回：応募352件、支援決定97団体 約1億2,900万円（※）
※当該金額のほか、新型コロナウイルス感染対策のため、支援決定97団体のうち10団体に対し、約300万円を追加交付
第5回：応募327件、支援決定96団体 約1億4,600万円
コロナ緊急支援：応募151件、支援決定20団体 約5,300万円
- Q. 従来の支援枠（事業A）に加えて、小額支援枠（事業B）が設けられている理由を教えてください。
- A. これまでの支援の中で、単年度の事業費が少額の団体に対する支援の強化を求める声が寄せられていることを踏まえ、小規模での活動を行う団体に対してより一層の支援をするため、2019年より事業Bを設けました。なお、事業A及び事業Bの同時申請はできません。
- Q. 事業Bの要件に「過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けたことがなく（第4回以降の未来応援ネットワーク事業における事業Bによる支援を除く）、設立後おおむね5年以内の法人等又は新規事業もしくは実施後間もない事業を実施する法人等」とありますが、「実施後間もない」とはどのくらいの期間になりますか。
- A. 事業により異なると思われませんが、おおむね1～2年未満と考えています。
- Q. 事業Bの要件に「過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けたことがなく（第4回以降の未来応援ネットワーク事業における事業Bによる支援を除く）」とありますが、事業Bの支援は1度しか受けられないのですか。
- A. 「過去に」とは、第1～3回の支援及び第4回以降の事業Aを指します。第4回以降の事業Bの支援を受けている団体については、これまでと合わせて3回まで支援を受けることができ、また、事業Aに移行することも可能です（ただし事業Aから事業Bへの移行は不可）。

なお、今回採択された場合でも、3回までの支援を保証するものではなく、その都度申請いただき、審査を受けることとなります。

Q. 企業や自治体などとのネットワーク作りについてのノウハウがない場合、サポートはしてもらえますか。

A. 御相談いただければ、具体的なマッチングのアドバイスが可能です。

Q. 決算時期が対象事業年度と異なるのですが、何か問題がありますか。

A. 問題ありません。

<対象となる団体について>

Q. 応募時点で法人格を申請中の場合、どのように記入すればよいですか。

A. 提出時点の法人格で記入してください。提出時点で法人格がない場合は任意団体扱いとして記入し、法人格設立認可中の場合はその旨を記載してください。

Q. 社会福祉法人は対象となりますか。

A. 対象となりません。なお、社会福祉法人の職員が、当該法人の業務とは別に自主的に活動するために職員同士で任意団体を組織した場合、その団体は申請が可能です。

Q. 株式会社や有限会社等がCSR活動等の一環として実施する、営利を目的としない事業は対象となりますか。

A. 事業主体である団体が、営利を目的としている株式会社や有限会社等の場合は対象となりません。

Q. 複数の団体や法人などで作られた実行委員会やコンソーシアムの中に一般企業の方が含まれていても対象となりますか。

A. 一部に一般企業が含まれていても、実行委員会やコンソーシアムは任意団体となるため、営利を目的としていない団体であれば対象となります。

Q. 個人が団体を設立した場合は対象となりますか。

A. 対象となります。

<対象となる事業>

Q. 申請事業は子供のみが対象ですか。

A. 子供を主たるターゲットとした上で、対象者が親等に広がった事業でも対象となります。

Q. 調査研究事業は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q. 参加者から利用料を取る事業は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q. 貧困の連鎖を予防するような啓発事業は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q. 対象や利用者に制限を設けている事業は支援の対象になりますか。

A. 事業目的に沿って制限を設けている事業も支援の対象になります。

<経費の算定>

Q. 自治体からの委託事業や補助金を別に受けている事業を組み合わせる事業は、支援の対象になりますか。

A. 同一事業かつ同一費目でなければ、支援金の交付対象となります。ただし、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の対象外となる場合があります。

Q. 事業 A の支援金の下限額は決まっていますか。

A. 下限額は特に定めていませんが、別途事業 B を設けておりますので、どちらに申請されるか各団体において合理的に御判断ください。

Q. 賃金の対象となる者の基準は何かありますか。

A. 本事業のためだけに新たに雇用する者の場合の基準はありません。法人の他の事業と兼務する場合は、明確に切り分けが出来ている者のみ対象となります。

Q. 賃金については、金額の基準はありますか。

A. 金額の基準はありません。業務内容や地域性等を考慮して妥当性を判断します。ただし、賃金が全体の経費の大部分を占める場合は、事業内容を総合的に審査の上、適切な使い道となっているか判断させていただきます。

Q. 備品・家賃・賃金等を他の事業と共用とするために購入等をした場合、計上は可能ですか。

A. 根拠をもって明確に金額を切り分けることができれば按分等にて費用計上することは可能です。

Q. 新型コロナウイルス感染症対策のための経費は支援の対象となりますか。

A. 対象になります。消毒液やマスク等の購入費や、事業のオンライン化に伴うタブレットの購入費等は消耗品費として計上することが可能です。詳しくは募集要領の別紙をご確認ください。

Q. 支援金額調書の経費区分に該当がない費目の場合、どのように記載すべきですか。

A. 基本的には、最も内容が近い費目に記載し、あてはまらない場合は、「上記以外の対象経費」に計上、内訳欄に法人の会計上の費目名を記載してください。

Q. 申請時と実際に事業を行う時点とで積算が変更となるのは問題ないですか。

また、活動中にニーズ等の変更があり、事業内容が変更となる場合、予算の修正は可能ですか。

- A. 要望書に記載された事業内容、または要望時に確認した積算に変更がある場合、必ず事前に担当者に連絡をしてください。変更内容に合理性が認められる場合には、変更を認めます。

<支援対象となる事業の実施期間>

Q. 団体が以前から行っていた事業は対象となりますか。

- A. 対象となります。ただし、事業 A の場合、令和 4 年度以前から実施する既存の事業については、拡大や改善を含む事業のみが対象となります。

Q. イベントを開催するために長期間の準備を要する事業は対象となりますか。

- A. 応募自体は可能です。イベントの内容等にもよりますが、あくまでも子供の貧困対策として然るべき達成目標が明確であり、当該イベントによってその目標が達成されるか等の観点から審査の上で判断をさせていただきます。

Q. ある活動を行うための準備期間という内容で応募できますか。

- A. 実際の活動が伴わない場合は応募できません。

Q. 事業 B (30 万円) での応募を検討していますが、自己資金も投入し、6 か月以上継続して事業を実施する場合、事業の立ち上げに必要な備品購入費と最初の 1 か月分の消耗品費の計 30 万円を支援金の対象経費とすることは可能ですか。

- A. 支援金を 1 か月分の経費に全額充当する場合であっても、6 か月以上事業を継続する場合は対象経費として認められます。なお、事業の実施期間が 6 か月未満の場合は、事業に必要な経費であっても全額対象外となりますので、ご注意ください。

<応募手続き等>

Q. 郵送の場合、フォーム送信は必要ありますか。

- A. 郵送での申請は受付けていません。当機構のホームページに掲載されている応募フォーム登録にて申請してください。

Q. 海外から申請することはできますか。

- A. 国内の子供の貧困問題に取り組む団体に限っておりますので、海外の団体は営利非営利を問わず申請できません。

<選定方法及びその結果>

Q. 審査は、書面審査のみですか。

- A. 書面審査としていますが、必要に応じて個別に電話等にて照会をさせていただきます。申請後、連絡がとれる状況にしておいていただければ幸いです。

Q. 審査結果の理由は教えてもらえますか。

- A. 個別の審査結果については開示していません。